

アナログ映像資料をこれからもご利用できるように

～視聴覚資料の新たな活用について～

宮崎県立図書館



「視聴覚ライブラリーの資料」から『**県立図書館資料**』へ

宮崎県立図書館に保管されている16ミリフィルムやVHSテープといったアナログ映像資料は、深刻な劣化やVHSテープの再生機器の製造が中止されるなどの問題に直面しており、このままでは昭和から平成時代の貴重な資料を県民の皆様にご提供できなくなるおそれが出てきました。

この課題を解決するために、令和7年4月1日から「宮崎県視聴覚ライブラリーの資料」を『**県立図書館資料**』に変更し、資料のデジタル化を進めていくことで、貴重な資料の保存とサービスの充実に取り組んでまいります。



今回の変更により、**サービスが充実**します!



新たにできること

- ① 16ミリフィルムなどの映像をデジタル化し、貴重な資料を守り続けることができます。
- ② 視聴覚資料(一部)を個人で借りることができます。

引き続きできること

- ① 図書館シアターで映画を鑑賞できます。
- ② 館内のAVコーナーで映像資料を見ることができます。
- ③ 団体貸出のご利用ができます。



Q&Aコーナー



Q 視聴覚ライブラリーって何?

16ミリ映画フィルムなどの提供を行うもので、もともとは戦後の占領政策下で社会教育充実を図る映画上映のためにできたものです。本県では、昭和23年に設置されました。

Q 視聴覚ライブラリーってどこにあった?

「宮崎県視聴覚ライブラリー」という独立した施設はありません。県立図書館の視聴覚資料室を「視聴覚ライブラリー」としていました。

Q 図書館資料になることでできることが増えるのはなぜ?

著作権法や図書館法により、保存のための複製やサービスができるようになるからです。視聴覚ライブラリーの資料では、著作権法により、これらができませんでした。